

【民事】

(民事部、総務課申合せ)
平成29年11月21日

法律雑誌社等に対する判決・決定写し提供の便宜供与（総務課取扱い分）について

法律雑誌社等から、総務課に対し、民事事件について、標記の便宜供与の申請があった場合の対応について、以下のとおり申し合わせる。

- 1 総務課広報係において、出版社等から、判決・決定（以下「判決等」という。）の写し提供の申請書を受領したときは、申請書の写しを、担当裁判部の主任書記官に引き継いだ上、提供の可否等（後記2）についての検討を依頼する。
ただし、対象の事件について確定、控訴等の事由が発生したことにより、記録が当庁に保管されていない場合には、担当裁判部から、その旨総務課広報係に連絡する。
- 2 担当裁判部においては、閲覧等制限の申出の有無、当事者等のプライバシーに対する配慮の措置等の有無、事件関係人が未成年か否か等の事情を点検し、提供の可否及び条件を検討する。
- 3 担当裁判部が提供を「可」としたときは、部総括裁判官及び主任書記官が押印した申請書写しに提供する判決写しを添付して総務課広報係に交付し、仮名処理等について特別の条件を付す場合には、適宜の方法で同係に連絡する（閲覧等制限の申出等により、外部に提供することが相当でない部分がある場合には、担当裁判部においてマスキングした判決等の写しを同係に交付する。）。
- 4 総務課広報係は、申請書原本、3の申請書写し、提供する判決等の写し及び別添の注意書（業者交付用のもの）を総務課長まで決裁した上で、判決等の写しを申請者に交付する。
判決等の写しの授受は、業者が総務課に提出する受領書によって明らかにする。
- 5 判決等の写しの提供について、担当裁判部において「否」とするときは、その理由を総務課広報係に伝える。
総務課広報係は、担当裁判部の「否」の理由を受けて対応を協議し、所長までの決裁を経た上、申請者に対し、提供しない旨回答する。
- 6 申請者に判決等の写しを交付した後、判決等の写しについて公にすることが適当でない事情が生じた場合には、担当裁判部は、その旨、速やかに総務課広報係に情報提供する。
情報提供を受けた総務課広報係は、申請者に対し、判決等の写しの回収、廃棄、マスキング処理又は事件関係人のプライバシーへの配慮の申出等、必要な措置を依頼する。